

さいたま市立■■■■小学校いじめ重大事態調査報告書

さいたま市立■■■■小学校いじめ対策委員会

令和7年6月12日

はじめに

本調査報告書は、さいたま市立■■■小学校■■■年■■■組の児童である■■■さん(■■■) (以下「当該児」) が他児童 (以下「関係児A・B」) から受けたとされるいじめ事案について、いじめ防止対策推進法 (以下「法」) 第28条第1項の規定に基づき、調査を進めてきたものである。

本調査は、法第22条の規定並びにさいたま市立■■■小学校いじめ防止基本方針 (以下「基本方針」 という。) に基づいて設置された、さいたま市立■■■小学校いじめ対策委員会 (以下「委員会」という。) が、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に則って実施した。

なお、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」第1章第2節に記載の通り、本校の対応の課題点を明確にし、支援策や再発防止策を策定するため、学校が作成した調査報告書を再分析し、さいたま市スクールロイヤーに依頼し、その助言・監修の下、調査報告書としてまとめたものである。

1 事案の概要

(1) 関係する児童

当該児	■■■年■■■組	■■■
関係児A	■■■年■■■組	■■■
関係児B	■■■年■■■組	■■■

(2) 調査の対象となる事案

- ア 令和6年5月中旬頃、当該児は、休み時間中に、同級生とボール遊びをしていた際、関係児A、Bから嫌なことを言われたり、胸倉を捕まれたりしたという事案。(以下「事案①」という)
- イ 令和6年6月7日(金) 当該児は、社会科見学の移動中に、バスから降りようとした際、関係児Aから、俺が先だ、と言われ、小突かれたという事案。(以下「事案②」という)
- ウ 令和6年6月中旬頃、当該児は、担任に指導された後、関係児Aから、気持ちを逆なでするように、どんな気持ち、と聞かれたという事案。(以下「事案③」という)
- エ 令和6年6月中旬頃、当該児は、下校時に、関係児Aから、教室で先生が呼んでいたよ、と言われ、教室の先生のもとに向かったが、教室の先生は、当該児を呼んでいなかったという事案。(以下「事案④」という)
- オ 令和6年8月上旬、当該児は、夏休み中に、近隣の児童センターにおいて、関係児Bに、バドミントンのラケットで当該児の頭を小突かれ、2ヶ月もさぼってんじゃねえよ、と悪口を言われたという事案。(以下「事案⑤」という)

(3) 当該児の欠席状況

当該児は、関係児A及びBからのいじめの行為による心身の苦痛を訴え、令和6年6月10日(月)から、休みが増え始め、令和6年6月24日(月)から休みが続いている。また、当該児は、令和6年6月頃に心療内科を受診し、当該児の保護者からは、■■■と診断を受けたとの話があり、令和6年10月2日(水) 診断書が提出された。

(4) 事案の覚知からいじめ認知の経緯

令和6年6月6日(木) 担任は、当該児の保護者から、関係児Aの言動により、当該児が学校生活を不安に思っている旨の連絡を受けた。

令和6年7月5日（金）担任は、当該児の保護者から、当該児は、関係児Aの言動により、精神的苦痛を感じ欠席していること及び関係児Aからの行為について、いじめだと捉えているとの連絡を受けた。

令和6年7月23日（火）担任は、当該児の保護者から、当該児と関係児Aとのやり取りの経緯について話を聞いた。同日、校長は、委員会を立ち上げ、当該児の情報を共有し、今後の方向性について検討した。

令和6年8月8日（木）担任は、当該児の保護者から、関係児Bの言動により、精神的に苦痛を感じているとの連絡を受けた。

令和6年9月4日（水）担任は、関係児Aから聴き取りを行い、令和6年9月6日（金）関係児Bから聴き取りを行った。令和6年9月6日（金）校長は、委員会を開催し、関係児A、Bからの行為について、いじめとして認知した。

(5) いじめ重大事態発生報告までの経緯

令和6年7月25日（木）委員会で検討した結果、当該児は、関係児Aの行為が理由で、欠席日数が増えていることを受け、不登校重大事態の疑いがあるものと判断し、同日、校長は、さいたま市教育委員会へ報告をした。

令和6年9月24日（火）当該児は、いじめを起因とした欠席日数が30日となり、同日、校長は、さいたま市教育委員会へいじめ重大事態の発生について報告をした。

令和7年3月下旬頃、当該児保護者から、当該児が登校することは難しく、関係児からのいじめが原因で近隣校への転出の意向があるとの話があった。

2 調査の概要

(1) 調査した主体と構成員

ア 主 体 委員会

イ 構成員 委員長 校長

委 員 教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭
特別支援教育コーディネーター

(2) 調査方法

委員会で検討した上で、当該児及び当該児の保護者に確認し、以下の調査を行った。

ア 当該児の保護者からの聴き取りについて

イ 関係児Aからの聴き取りについて

ウ 関係児Bからの聴き取りについて

エ 事案⑤に係る当該児の友人からの聴き取りについて

3 調査結果

(1) 令和6年8月8日（木）校長及び教頭が、当該児の保護者から聴き取った内容

ア 当該児の保護者は、当該児が、関係児A、Bから、事案①～⑤以外にも様々な行為を受けているが、事案①～⑤について、当該児が大きく傷ついた要因と考えている。

イ 当該児は、■年生になり、当該児自身、頑張りたいという気持ちをもっているが、思うように成果が出ていないことに悩んでいる。

ウ 当該児は、ものごとを悪い方向に考えてしまうところがあり、事案①～⑤について周囲に広がっ

て、みんなが馬鹿にしてくるという感覚になっている。

エ 令和6年5月7日（火）関係児Aは、当該児の自宅に遊びに来た。その際、関係児Aは、勝手に帰ってしまったことがあった。関係児Aの保護者は、関係児Aに勝手に帰ってしまった理由を聞いたが、関係児Aは、理由はわからなかったとのことだった。また、令和6年5月頃から、関係児Aは、当該児にちょっかいを出すようになっていたかもしれないとの発言をした。

(2) 令和6年9月4日（水）担任が、関係児Aから聴き取った内容

ア 事案①について、関係児Aは、ボール遊びをしていた際、当該児に、はい負けた、などと言った。関係児Aは、当該児から言い返されたため、当該児を押すことはあったが、当該児の胸倉をつかんで振り回したことはない。

イ 事案②について、関係児Aは、社会科見学のバスを降車中、関係児Aの友達が先に降りたため、関係児Aの友達を追いかけようとしたところ、当該児とぶつかった。関係児Aは、俺が先だ、と言ったかもしれないとの発言があった。

ウ 事案③について、関係児Aは、当該児が担任から注意されているのを見て、どうして怒られたのか気になり、当該児に、1、2回、どうして怒られたの、と聞いた。関係児Aは、当該児だけでなく、同級生に対して、同級生が、担任と話した後、何を話していたの、と聞くことがあった。

エ 事案④について、帰りの会終了後、理科専科教諭は、児童に配る手紙を忘れたため、■年■組の児童を呼び戻そうと、教室にもどるように■年■組の児童に声をかけた。関係児Aは、当該児に、教室に戻るらしいよ、と声を掛けた。理科専科教諭は、帰ってしまった児童もいたため、手紙を配るのは今日じゃなくてよいことにし、当該児に、もう大丈夫、と答えた。関係児Aは、当該児に、呼ばれてないじゃないか、と言われ、■年■組の児童全員が呼ばれたことを伝えようとしたが、当該児が、そのまま先に帰ってしまったため、当該児に全てを伝えられなかった。

(3) 令和6年9月6日（金）担任が、関係児Bから聴き取った内容

ア 事案①について、関係児Bは、ボール遊びをしていた際、当該児と遊んでいた全員（当該児含む）で、ゲームで負けたことを挑発するように、終わり、などと言いつついた。関係児Bは、バカ、まぬけ、は言っていないし、聞いてもいないとの発言があった。

イ これまで関係児Bは、当該児から悪口を言われ、当該児とけんかをしたことがあった。関係児Bは、当該児とけんかをした際、おいバカ野郎、と言ったことはあるとの発言があった。

ウ 事案⑤について、夏休み中、関係児Bは、近隣の児童センターにおいて、当該児に会った際、当該児が、声を掛けてきたので、久しぶり、と言った。また、当該児に、バドミントンのラケットで小突いたことはなく、2ヶ月もさぼってんじゃねえよ、と言ったことはないとの発言があった。

(4) 事案⑤について、当該児と一緒にいた他校の児童からの聴き取りについて

ア 委員会は、当該児の保護者から、当該児の保護者が他校の児童の保護者と連絡をとり、当該児と一緒にいた他校の児童に対して聴き取りの協力依頼を行ったところ、他校の児童の保護者から、協力の意思はあるが懸念される点があるとの回答を得た。

イ 懸念される点としては、事案発生日から時間が大幅に経過していること、当該児の在籍する学校の教員が、他校の児童の聴き取りを行うことで、他校の児童の心理的負担になることが挙げられた。

ウ 当該児の保護者から、委員会に対して、時間が大幅に経過している点について、当該児とその保護者、関係児Bとその保護者、他校の児童とその保護者、学校関係者が一堂に会して情報共有することで事実が明らかになる可能性があるのではないか、と提案があった。

エ 令和7年3月24日(月)委員会は、当該児保護者のウの提案について、これらの要件を十分に満たして聴き取りを行うことは難しいと判断し、他校の児童の聴き取りを実施しないことを決め、当該児の保護者と確認した。

4 いじめの認知等

(1) いじめの定義について

平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行され、同法第2条において、「いじめ」は「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

(2) いじめの有無の判断

ア 令和6年5月中旬頃、休み時間中に、同級生とボール遊びをしていた際、関係児A、Bから嫌なことを言われたり、胸倉を掴まれたりしたという訴えについて

(結果)

令和6年9月6日(金)委員会で、関係児Aが、はい負けた、など、当該児が嫌な気持ちになるようなことを言ったことや当該児を押したことについて、「いじめ」と認知。関係児Bが、ゲームで負けたことを挑発するような言い方で、当該児に、終わり、と言ったことについて、「いじめ」と認知。

(理由)

当該児の保護者と関係児A、Bの聴き取り内容が概ね一致していること、当該児が苦痛を感じているとの訴えがあったことから、関係児A、Bの行為により、当該児は、心身の苦痛を感じたものと判断できる。

イ 社会科見学の移動中に、バスから降りようとした際に、関係児Aに、俺が先だ、と言われ、小突かれたという訴えについて

(結果)

令和6年9月6日(金)委員会で、当該事実を認め、「いじめ」と認知。

(理由)

当該児の保護者と関係児Aの聴き取り内容が概ね一致していること、当該児が苦痛を感じているとの訴えがあったことから、関係児Aの行為により、当該児は、心身の苦痛を感じたものと判断できる。

ウ 当該児の担任に指導された後、関係児Aから、気持ちを逆なでするように、どんな気持ち、と聞かれたという訴えについて

(結果)

令和6年9月6日(金)委員会で、関係児が当該児に対して繰り返し、どうして怒られたのと聞いたことについて、「いじめ」と認知。

(理由)

当該児の保護者と関係児Aの聴き取り内容が概ね一致していること、当該児が苦痛を感じているとの訴えがあったことから、関係児Aの行為により、当該児は、心身の苦痛を感じたものと判断できる。

エ 下校時に、関係児Aから、教室で先生が呼んでいたよ、と言われ、教室に向かったが、教室の先生は、当該児を呼んでいなかったという訴えについて

(結果)

令和6年9月6日(金)委員会で、当該事実を認め、「いじめ」と認知。

(理由)

当該児の保護者と関係児Aの聴き取り内容は一致しており、関係児Aが状況を適切に説明していなかったことで、当該児が理科専科教諭に呼ばれていなかったのに、教室に戻ることで、当該児は、心身の苦痛を感じたものと判断できる。

オ 夏休み中に、近隣の児童センターにおいて、関係児Bに、バドミントンのラケットで当該児の頭を小突かれ、2ヶ月もさぼってんじゃねえよ、と悪口を言われたという訴えについて

(結果)

令和6年9月6日(金)委員会で、「いじめ」とは認知しない。

(理由)

当該児の保護者と関係児Bの聴き取り内容が不一致であり、行為について、その存在を認めることは困難であるが、二人が会っていることは共通しており、当該児は、心身の苦痛を感じた以上、関係児Bの何らかの言動により、心身の苦痛を感じたものと判断できる。

5 学校の対応等

(1) 令和6年6月6日(木)

担任は、当該児の保護者から、当該児が、関係児Aによる行為で、不安に思っているとの連絡を受けた。

(2) 令和6年6月7日(金)

担任は、当該児の保護者と連絡をとり、令和6年6月7日(金)の社会科見学の様子について話をし、関係児Aの保護者から関係児Aに友達への声の掛け方について指導があったことを伝えた。

(3) 令和6年6月10日(月)以降

担任は、当該児が欠席することが増えたため、当該児の保護者と連絡をとり、当該児の欠席理由について確認し、当該児の保護者に、授業や行事についてお知らせするなど登校に向けた話をした。

(4) 令和6年7月5日(金)

担任は、当該児の保護者から、当該児は、関係児Aの言動により、精神的苦痛を感じて欠席していること及び関係児Aからの行為について、いじめだと捉えているとの連絡を受けた。

(5) 令和6年7月8日(月)以降

担任は、令和6年6月24日(月)以降、当該児と会うことができていないため、当該児から聴き取りができるよう、当該児の保護者に、登校を促すよう依頼した。

(6) 令和6年7月23日(火)

担任は、当該児の保護者と連絡をとり、当該児の保護者から、当該児は、関係児Aとの関わりが原因で登校できないとの話を聞き、関係児Aの保護者に、当該児が登校できない理由について伝えて欲しいとの要望を受けた。また、担任は、当該児の保護者から、当該児と関係児Aとのやり取りの経緯について話を聞いた。同日、校長は、委員会を立ち上げ、当該児の情報を共有し、今後の方向性について検討した。

(7) 令和6年8月8日(木)

13時00分頃、校長と教頭は、当該児の保護者と面談を実施し、当該児が登校できない要因や、当該児の保護者の願い及び当該児の現状について確認をした。

(8) 令和6年8月21日（水）

11時30分頃、校長は、さいたま市教育委員会にいじめにより重大な被害が生じた疑いがある事案が発生したことを報告した。

(9) 令和6年8月22日（木）

ア 校長は、臨時の委員会を開催し、今後の指導方針について確認した。

イ 教頭は、当該児の保護者と連絡を取り、当該児の様子について確認し、当該児の登校支援について提案した。

(10) 令和6年8月30日（金）

教頭は、当該児の保護者と連絡を取り、当該児の様子について確認した。また、当該児の保護者から、教頭が、家庭訪問を行い、当該児に会うことについて了承を得たが、事案①～⑤についての話は、当該児が眠れなくなる等の心配があるため、当面の間、控えてほしいとのことであった。

(11) 令和6年9月2日（月）

教頭は、当該児の保護者と連絡を取り、教頭が令和6年9月5日（木）に当該児の自宅に家庭訪問することを伝えた。

(12) 令和6年9月4日（水）

10時30分頃、当該児の担任と■学年主任は、関係児Aから聴き取りを行った。

(13) 令和6年9月5日（木）

10時00分頃、教頭は、当該児の自宅を訪問し、当該児から、家庭での当該児の様子について話を聞いた。

(14) 令和6年9月6日（金）

ア 10時30分頃、当該児の担任と■学年主任は、関係児Bから聴き取りを行った。

イ 校長は、臨時の委員会を開催し、本件をいじめとして認知した。

(15) 令和6年9月9日（月）

教頭は、当該児の保護者に、関係児A、Bの聴き取りの内容を報告した。

(16) 令和6年9月12日（木）

11時30分頃、教頭は、当該児の自宅を訪問し、当該児から、家庭での当該児の様子について話を聞いた。

(17) 令和6年9月19日（木）

11時30分頃、教頭は、当該児の自宅を訪問し、当該児から、家庭での当該児の様子について話を聞いた。

(18) 令和6年9月24日（火）

校長は、当該児の欠席日数が30日になったため、さいたま市教育委員会に、いじめ重大事態の発生について報告した。

(19) 令和6年10月8日（火）

校長及び教頭は、当該児の保護者と面談し、いじめの重大事態の調査について説明した。

(20) 令和6年10月10日（木）

11時30分頃、教頭は、当該児の自宅を訪問し、当該児から、家庭での当該児の様子について話を聞いた。

(21) 令和6年10月17日(木)

11時30分頃、教頭は、当該児の自宅を訪問し、当該児から、家庭での当該児の様子について話を聞いた。

(22) 令和6年10月29日(火)

11時30分頃、教頭は、当該児が通う[]に同席し、当該児の学習の様子を観察するとともに、[]と当該児の様子等について確認した。同日、校長は、委員会を開催し、[]や家庭、フリースクールでの当該児の様子について共有した。

(23) 令和6年11月5日(火)

11時30分頃、教頭は、当該児が通う[]に同席し、当該児の学習の様子を観察するとともに、[]と当該児の様子等について確認した。同日、校長は、委員会を開催し、[]や家庭、フリースクールでの当該児の様子について共有した。

(24) 令和6年11月26日(火)

11時30分頃、教頭は、当該児が通う[]に同席し、当該児の学習の様子を観察するとともに、[]と当該児の様子や当該児の登校への思いについて確認した。同日、校長は、委員会を開催し、当該児の登校に対する思いを共有し、支援について検討した。

(25) 令和6年12月12日(木)

11時30分頃、教頭は、当該児の自宅を訪問し、当該児から、家庭での当該児の様子について話を聞いた。

(26) 令和7年1月21日(火)

11時30分頃、教頭は、当該児が通う[]に同席し、当該児の学習の様子を観察するとともに、[]と当該児の登校支援について検討し、[]が当該児に[]小学校で[]を行うことを提案した。同日、校長は、委員会を開催し、当該児の様子について共有した。

(27) 令和7年2月4日(火)

11時30分頃、教頭は、当該児が通う[]に同席し、当該児の学習の様子を観察するとともに、[]と当該児の様子等について確認した。また、当該児から、学校に登校できない理由を確認した。同日、校長は、委員会を開催し、今後の対応について検討した。

以上の、法第23条第2項に基づく調査に係る調査結果及び本校の対応について、さいたま市スクールロイヤーによる検証、助言を受け、課題点を明らかにした。以下に、その課題点と、児童への支援策及び再発を防ぐための取組を記す。

6 課題点

法及び基本方針に照らし、本件に対する評価を行った。

(1) いじめにつながるような行動を未然に防止できなかったこと

基本方針「Ⅴ いじめの未然防止」を基に、6月には「いじめ撲滅強化月間」の取組として、児童啓発ポスターを活用したいじめ撲滅に向けたスローガンづくり、校長による講話、いじめの未然防止に向けた学級担任による指導、学校独自の簡易アンケートの実施等を行い、いじめの未然防止に努めたが、結果として全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心を養うことができなかった。

(2) いじめの発見が遅れたこと

基本方針「Ⅵ いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）」には、「(1)日頃の児童観察 ④休み時間、給食・清掃時間、登下校指導 ア 独りぼっちになったり、嫌がることや当番を押し付けられたりしていないかなど、できるだけ現認するように努める。また、終了時の状況や児童の様子を注視する。人間関係の観察を行い、的確に把握するように努める。」と記載されている。

これまで、担任は、当該児から、複数回、関係児からの行為について相談を受けていた。担任は、当該児と関係児から聴き取りを行い、繰り返し指導を行っていた。学校は、互いに謝罪できたことで、問題が解決したと認識しており、当該児の心身の苦痛を十分理解することができていなかった。また、学校では、休み時間や給食時間など児童の様子や人間関係の観察及び「おはようメーター」の活用を行うことで、児童の心情の変化や児童同士の関わり方を的確に把握できるよう努めていたが、面談を行うなど本人の思いを十分に引き出すまでには至らなかったため当該児の変化に気付くことができず、当該児の保護者からの申し出があるまで、「いじめ」として覚知することができなかった。

(3) 委員会の立ち上げが遅れたこと

基本方針「Ⅶ いじめの対応」には、「学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、『児童生徒の心のサポート 手引 いじめに係る対応』に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する」と記載されている。

担任は、当該児が欠席するようになった時期から、当該児の保護者と密に連絡を取り合っていたが、当該児の保護者と話した内容について、「体調不良」との申し出に他の要因等を検討することなく管理職や生徒指導主任へ報告、相談を行わなかった。また、管理職や生徒指導主任は、欠席日数が増えている児童について、担任に様子を聞く等の対応ができなかった。そのため、学校は、いじめに対し組織として対応することが遅くなってしまった。

7 課題点を受けた再発防止

(1) 当該児童への支援策

ア 学校は、当該児及び当該児の保護者と定期的に連絡をとり、当該児の心情を的確に把握し、登校不安の解消に向けて、様々な支援策を提案していく。具体的には、休み時間中の見守りを強化し、教職員が常に児童の様子を把握できるようにし、関係児童との接触がないよう当該児が安心して学校生活を送れる環境を提供する。

イ []との連携を強化し、当該児に関わる情報を共有しながら、学校生活における当該児に適した支援を行っていく。

ウ 些細なことでも相談できる環境を整え、養護教諭やスクールカウンセラー等、相談する相手が複数いることを当該児に伝え、当該児が援助希求をした際、多くの教職員がそのSOSにいち早く気付くことのできる組織を構築していく。

(2) 再発を防ぐための取組

ア 悩みを早期に発見できるよう、教育相談ポストを周知したり、教育相談週間等を活用したりして、いつでも悩みを相談することができる体制を構築する。また、養護教諭やスクールカウンセラー等、担任以外にも相談できる相手がいることを保健室だよりや相談室だより等で広く周知していく。⇒6(2)

イ いじめの早期発見に向けて、生徒の小さな心の変化にも気付くよう、生徒の実施した「心と生活

のアンケート」や「スクールダッシュボード」の活用を図る。⇒6(2)

ウ いじめと思われる、または、いじめにつながる事案等が発生した際は、すぐに管理職や生徒指導主任への報告を徹底し、早期に対応できる体制を構築していく。⇒6(3)

エ 学校は、定期的に実施している生徒指導部会、教育相談部会を通して、いじめの状況について共有し、支援策等について検討する。⇒6(3)

オ 基本方針に基づき、教職員は、子どもたちの些細な変化も見逃さず、気になることがあったら声をかけていく。委員会は、子どもたちから知り得た情報を共有し、組織で判断し、対応していく。⇒6(3)

カ 学校は、教職員のいじめの未然防止のための意識やいじめに係る対応の技量向上のため、スクールロイヤーを招聘し、いじめに係る教職員研修を実施していく。また、児童対象のいじめ防止教室等の出前授業や人権教育を学校の実態に即して実施し、児童のいじめ防止に対する意識を高めていく。⇒6(1)

キ いじめ防止のためには、家庭の協力を仰ぐことが不可欠なことを鑑み、家庭への連絡を密にすることや、学級懇談会等での基本方針の周知やいじめ撲滅強化月間（6月）に学校だよりや教育相談だよりを活用したいじめ防止に向けた取組の周知を徹底していく。⇒6(1)